

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天童市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

山形県天童市長

公表日

平成30年6月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>天童市は、国民健康保険法、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険資格(被保険者)情報の管理に関する事務 ・国民健康保険被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に対しての給付管理に関する事務 ・国民健康保険税の賦課・徴収管理に関する事務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ①国民健康保険システム ②自動交付システム ③団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ) ④収納管理システム ⑤滞納管理システム ⑥国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)被保険者台帳情報ファイル、(2)賦課情報ファイル、(3)給付情報ファイル、(4)収納情報ファイル、(5)滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 番号法別表第一の16、30の項 内閣府・総務省令第5号 番号法別表 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第16条及び第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	番号法第19条及び同法第21条 [情報照会] 番号法別表第二 27、42、43、44、45、の項 内閣府・総務省令第7号番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条8号及び9号、第25条各号及び第26条各号 [情報提供] (番号法別表第二における情報提供の根拠) : 情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報の欄に「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合も含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) : 情報提供者が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、特定個人情報の欄に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93の項) : 情報提供者が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、特定個人情報の欄に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106、の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	天童市健康福祉部 保険給付課 天童市市民部 市民課 天童市総務部 税務課 同 納税課
②所属長の役職名	保険給付課長 五十嵐 孝 市民課長 松田 健一 税務課長 矢萩 茂 納税課長 金子 重也
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	天童市総務部 総務課 天童市老野森一丁目1番1号 023-654-1111(内線312)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

天童市健康福祉部 保険給付課
 天童市市民部 市民課
 天童市総務部 税務課 同 納税課
 天童市老野森一丁目1番1号 023-654-1111
 (内線 保険給付課:752 市民課:716 税務課:772 納税課:782)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明